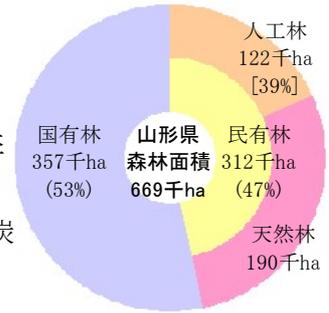


「やまがた緑環境税」導入の背景と目的

1 やまがたの森林の現状と課題

(1) やまがたの森林の価値

- 本県の県土面積約93万haの7割を占める約67万haが森林
- 森林の持つ水環境の保全、安全な県土の保全、快適環境の形成などの公益的機能の発揮を通して、県民は計り知れない恵みを受
- 民有林の多くはスギ人工林や里山のナラ林であり、これまで林業活動や薪・炭の生産など県民生活との関わりの中で適切に管理され、公益的機能を発揮



(2) やまがたの森林の危機

- 木材価格の低迷や農山村地域の過疎化、化石燃料に依存した生活様式への変化などから、林業離れや人と森との関わりの希薄化が進み、手入れの行き届かない森林が増加
- 生活の利便性が向上する一方で、森・川・海をつなぐ水環境や森林等の自然環境を支える生物の生息環境なども悪化
- 社会経済情勢の大きな変化から林業離れ等が進んでいる中で、これまでの林業支援を軸にした既存施策のみでは、森林全体の公益的機能を維持・保全することが困難

【管理放棄森林等の現状】 民有林31万2千haのうち、管理放棄されている人工林は約3万9千ha
長期に放置されている里山林は約9万3千haと推計

このまま推移すれば
- 森林の荒廃が進んで、公益的機能が低下し -

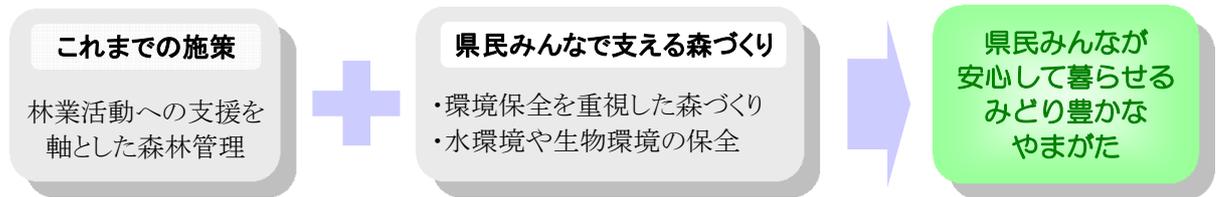
県民生活に大きな影響を及ぼす恐れ

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水害や土砂災害が増加する ◆ おいしい豊かな水が得られなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美しい自然景観や安全快適な生活環境が損なわれる ◆ 生物多様性が失われ、野生動物の被害が増加する
--	---

2 やまがたの森林を守り育み、未来につなぐために

(1) 森林を県民全体で支える新たな仕組みの構築

- 厳しい財政状況の中にあっても、県民生活への影響が深刻な事態となる前に森林の荒廃に歯止めをかけ、森林の公益的機能を回復・保全することが喫緊の課題
- 森林がひとたび荒廃すれば、その回復には莫大な経費と長い年月が必要
- 県民に等しく恩恵をもたらしている本県の森林を県民全体で支えていく新たな仕組み(「やまがた緑環境税」による「県民みんなで支える森づくり」の推進)を構築し、みどり豊かな「やまがた」づくりを推進



(2) 「やまがた緑環境税」導入の目的

県民みんなで支える森づくりの着実な推進	森林の持つ公益的な機能を維持増進し、持続的に発揮させるため、「県民みんなで支える森づくり」を着実に推進
森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成	費用負担等を通して、森林の重要性についての理解を深め、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成

1 森林審議会による審議

- 新たな財源確保による森づくりを支える仕組みを早急に構築するため、平成18年3月に県森林審議会に「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負担のあり方」を諮問
- 同年5月に「中間とりまとめ」を行い、これに対するパブリックコメントや地域意見交換会等を経て、同年7月に「答申」（財源確保の手段は「租税」が適当、(仮称)やまがた緑環境税)

2 税制度研究会における検討

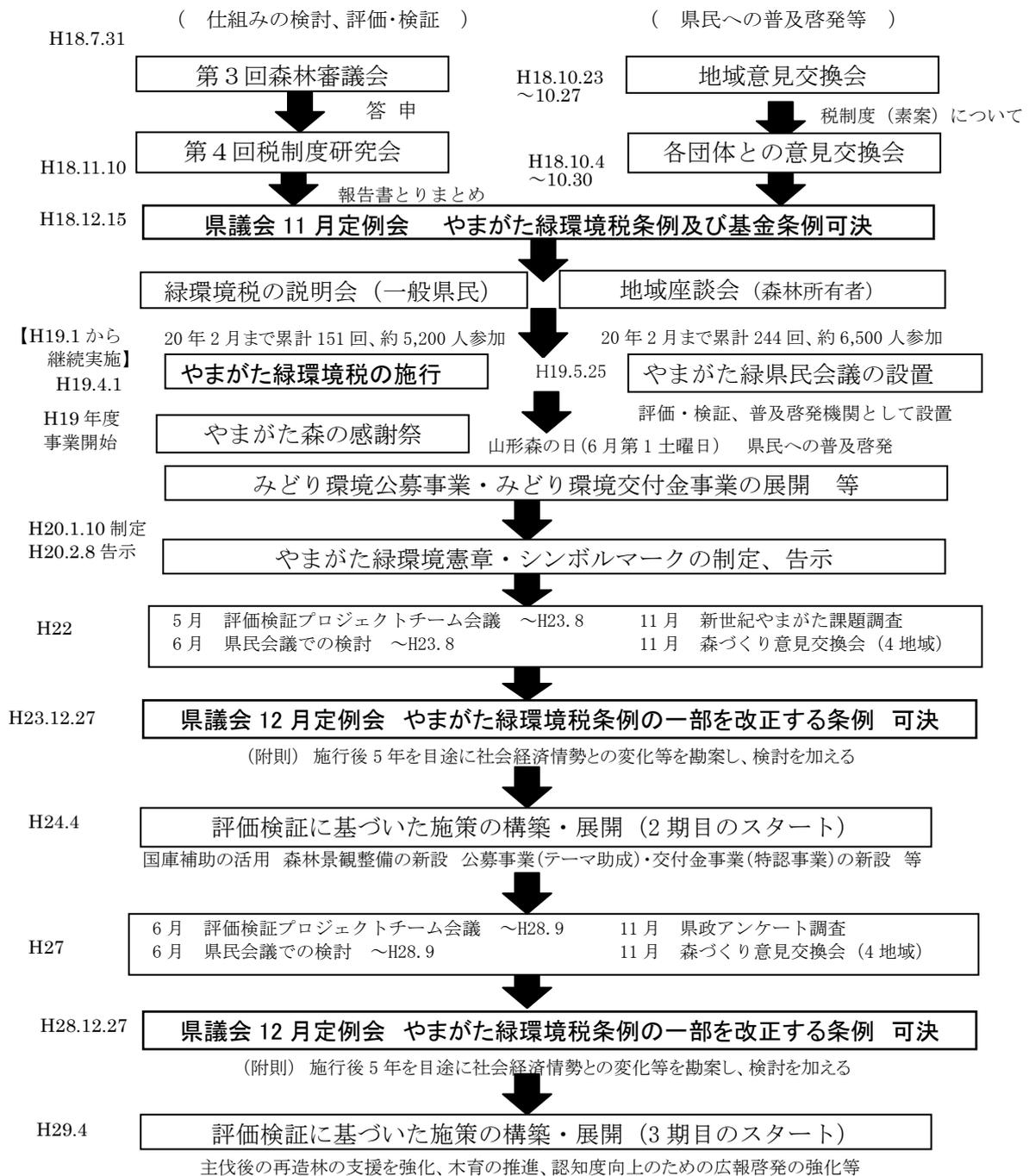
- 答申を踏まえ、県税制度研究会において税制度(素案)を作成し、これに対するパブリックコメントや意見交換会等を行い、県民の意見等を踏まえて11月に報告書を取りまとめ(個人県民税及び法人県民税均等割の超過課税方式、税率等)

3 県議会 平成18年11月定例会

- やまがた緑環境税条例、同基金条例を上程して原案どおり可決(附帯決議あり)

4 やまがた緑環境税を活用した新たな森づくりの推進

- 「やまがた緑環境税」の趣旨や用途等について県民への一層の周知を図りつつ、県民の理解と協力のもとに新たな森づくりを推進(条例施行：平成19年4月)
- 県民の幅広い参加による森づくりの推進
- 森林への理解を促す普及啓発の推進



やまがた緑環境税条例(山形県条例第 60 号)の概要

資料1-4

1 目的 (第1条)

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、県税条例の特例を定める。

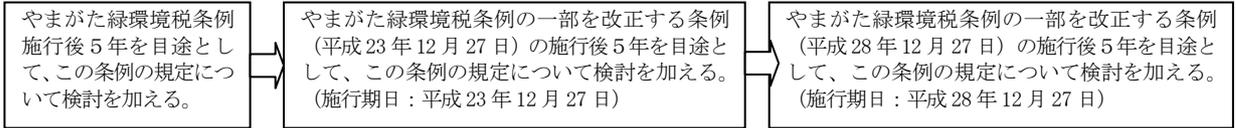
2 納税義務者、税率 (第3条、第4条)

納税義務者は県民税の均等割と同じ

①個人：1,000円 ②法人等：均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

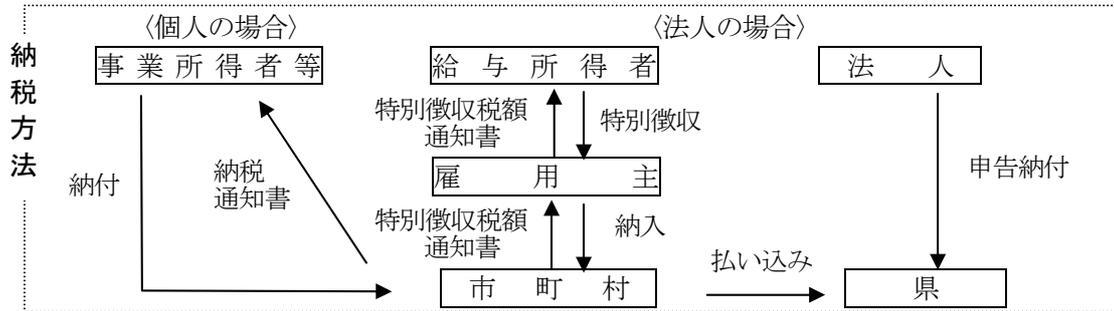
3 施行期日 (附則第1項) 平成19年4月1日

4 検討 (附則第7項)



5 その他 (経過措置 (附則第5項))

平成19年度分に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者については600円とする。



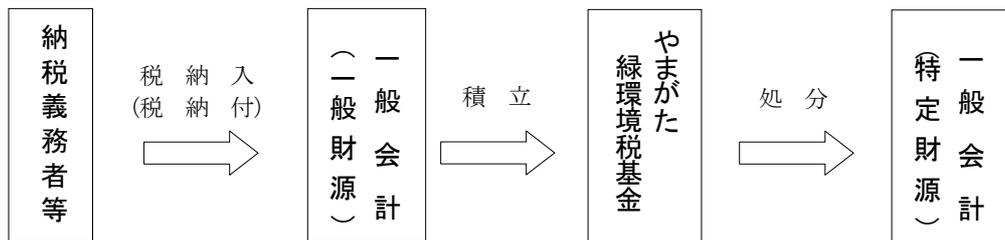
※ 税込(百万円) H19:554、H20:670、H21:667、H22:657、H23:654、H24:648、H25:657、H26:662、H27:658、H28:669、H29:671、H30:672(以上実収)、R1:669(見込み)

やまがた緑環境税基金条例(山形県条例第 63 号)の概要

1 設置の目的 (第1条)

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、「やまがた緑環境税基金」を設置する。

2 やまがた緑環境税基金のしくみ (第2条～第6条関係)



(1) 積立額・運用 (第2条・第4条)

基金として積み立てる額は、「やまがた緑環境税」の税込に相当する額とし、予算で定める。また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用 (第3条、第5条)

基金に積み立てられた現金は、出納局で他の収入と一括して、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分 (第6条)

基金の設置の目的に規定する施策の実施に要する経費(やまがた緑環境税の賦課徴収に要する経費を含む)に充てる場合に限り、処分(取り崩し)することができる。

3 施行期日 (附則)

平成19年4月1日(やまがた緑環境税条例の施行と同時)

○やまがた緑環境税条例

平成18年12月19日山形県条例第60号

改正

平成20年4月30日条例第34号
平成23年12月27日条例第52号
平成25年3月22日条例第11号
平成27年3月31日条例第37号
平成28年12月27日条例第59号

やまがた緑環境税条例をここに公布する。

やまがた緑環境税条例

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、県税条例において使用する用語の例による。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第36条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第43条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 第3条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税の均等割について適用する。
- 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第53条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）又は法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第2項の申告書の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、第4条の規定は適用しない。

(経過措置)

- 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第36条」とあるのは「県税条例第36条及び山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第5項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条」と、「1,000円」とあるのは「600円」とする。

（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例措置に伴う読替え）

- 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第36条」とあるのは、「附則第22条の2」とする。

(検討)

- 7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第59号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年4月30日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第11号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第22条の次に1条を加える改正規定及び附則第15項の規定 公布の日

(2) 〔略〕

附 則（平成27年3月31日条例第37号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年12月27日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

○やまがた緑環境税基金条例

平成18年12月19日山形県条例第63号

やまがた緑環境税基金条例をここに公布する。

やまがた緑環境税基金条例

(設置)

- 第1条** 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

- 第2条** 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定める。

(管理)

- 第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

- 第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

- 第5条** 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

- 第6条** 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費（やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る賦課徴収に要する経費を含む。）に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

- 第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

1 設置の目的

やまがた緑環境税を活用する施策を適正かつ効果的に進めるため、「やまがた森林ノミクス県民会議」の内部に「やまがた緑環境税評価・検証委員会」を設置しています。

- ① 基金充当事業の効果について評価、検証すること
- ② 施策等の制度、仕組みの点検を行い、見直しに関し協議すること
- ③ 新たな森づくりの普及啓発を推進すること
- ④ その他税の目的達成のため必要な事項

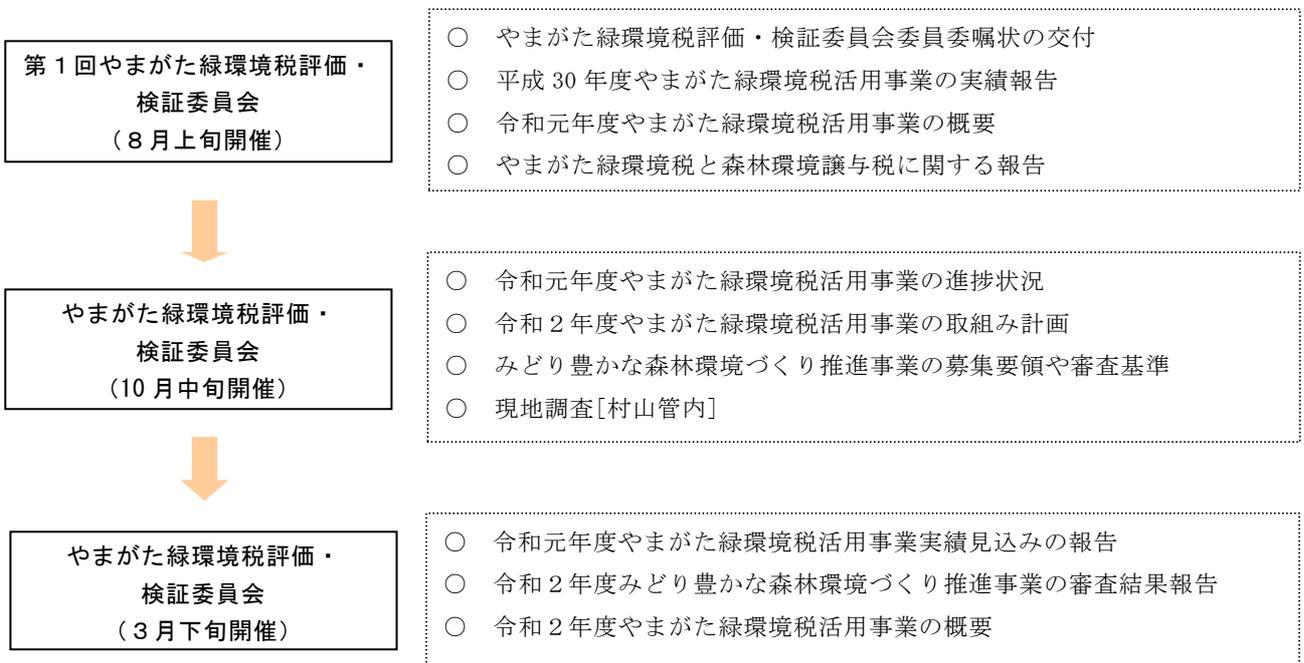
2 委員の構成

評価・検証委員会は、県民各層の代表からなる 11 名の委員で構成され、任期は 3 年間（委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日まで）です。

① 森林分野有識者	⑤ 消費生活関係者
② 森林所有者・林業事業者（2名）	⑥ 納税協力関係者
③ 木材産業事業者	⑦ 経済団体
④ 環境教育・木育関係者	⑧ 公募委員（3名）

3 令和元年度のスケジュール

年 3 回程度の開催を予定しており、以下の内容について協議を行う予定です。



※ 開催月、内容は変更の可能性がありますので、あらかじめ御了承願います。

やまがた緑環境税評価・検証委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 やまがた緑環境税基金(以下「基金」という。)を充当する施策を適正かつ効果的に進めるため、基金充当事業に対しての意見の具申、施策効果の評価、検証及び県民参加の森づくりの普及啓発を行う組織として「やまがた森林ノミクス県民会議設置運営要綱」第6条の規定により、「やまがた緑環境税評価・検証委員会」(以下「評価・検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価・検証委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基金充当事業の効果について評価、検証すること
- (2) 施策等の制度、仕組みの点検を行い、見直しに関し協議すること
- (3) 県民参加の森づくりの普及啓発を推進すること
- (4) その他目的達成のため必要な事項

(組 織)

第3条 評価・検証委員会は、11名程度で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を知事が委嘱する。

- (1) 次に定める 県民各層から選考された者(一般委員)

- ア 森林分野有識者
- イ 森林所有者・林業事業者
- ウ 木材産業事業者
- エ 環境教育・木育関係者
- オ 消費生活関係者
- カ 納税協力関係者
- キ 経済団体

- (2) 評価・検証委員会(旧やまがた緑県民会議)の委員に応募した者の中から選考された者(公募委員)

3 委員の定員は、一般委員については8名程度、公募委員については3名程度とする。

4 一般委員については、第2項第1号イに掲げる分野から2名程度、ア及びウからキまでに掲げる各分野から1名を選考する。

5 公募委員の選考は、別に定める選考基準に基づき、提出された応募書類を総合的に判断し決定する。

6 評価・検証委員会の委員長は、委員が互選した者をもって充てる。

- (1) 委員長は、会議の議事を掌り評価・検証委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、前条第2項の規定に準じ補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 評価・検証委員会は、年2回を定例とし委員長が招集する。

- 2 評価・検証委員会は、前項に定めるほか必要に応じて委員長が招集することができる。
- 3 委員長は、必要に応じ有識者及び関係課職員等の会議への出席を求めることができる。
- 4 会議及び議事録は、別に定めるところにより公開する。

(庶 務)

第6条 「やまがた森林ノミクス県民会議設置運営要綱」第8条第2項に基づき、評価・検証委員会の庶務は、環境エネルギー部みどり自然課において行う。

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価・検証委員会の運営に必要な事項は、環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行する。

やまがた緑環境税評価・検証委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、やまがた緑環境税評価・検証委員会(以下「評価・検証委員会」という。)の円滑な運営を図るため、やまがた緑環境税評価・検証委員会設置要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、評価・検証委員会の運営に関し必要な事項を次により定める。

(会議の成立要件)

第2条 評価・検証委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員の委任状による代理出席は認めない。

(議事録の作成)

第3条 評価・検証委員会の議事については、議事の審議経過及び結果を記載した議事録を作成し、委員長及び委員長が指名する議事録署名人1名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録及び発言要旨に係る委員名は原則として公開する。

(評価・検証委員会の公開)

第4条 評価・検証委員会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。

2 評価・検証委員会の傍聴は次の各号に定めるところによる。

(1) 傍聴しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

(2) 次の者は傍聴席に入場することはできない。

ア 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

イ その他会議の円滑な進行を妨げることを疑う客観的な事情が認められる者

(3) 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(4) 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行する。